

# 権利者不明著作物等の 利用円滑化に関する検討 (ヒアリング結果)

平成30年7月  
文化庁著作権課

法制・基本問題小委員会における当面の検討課題 抜粋

#### 4. 権利者不明著作物等の利用円滑化

##### (2) 本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

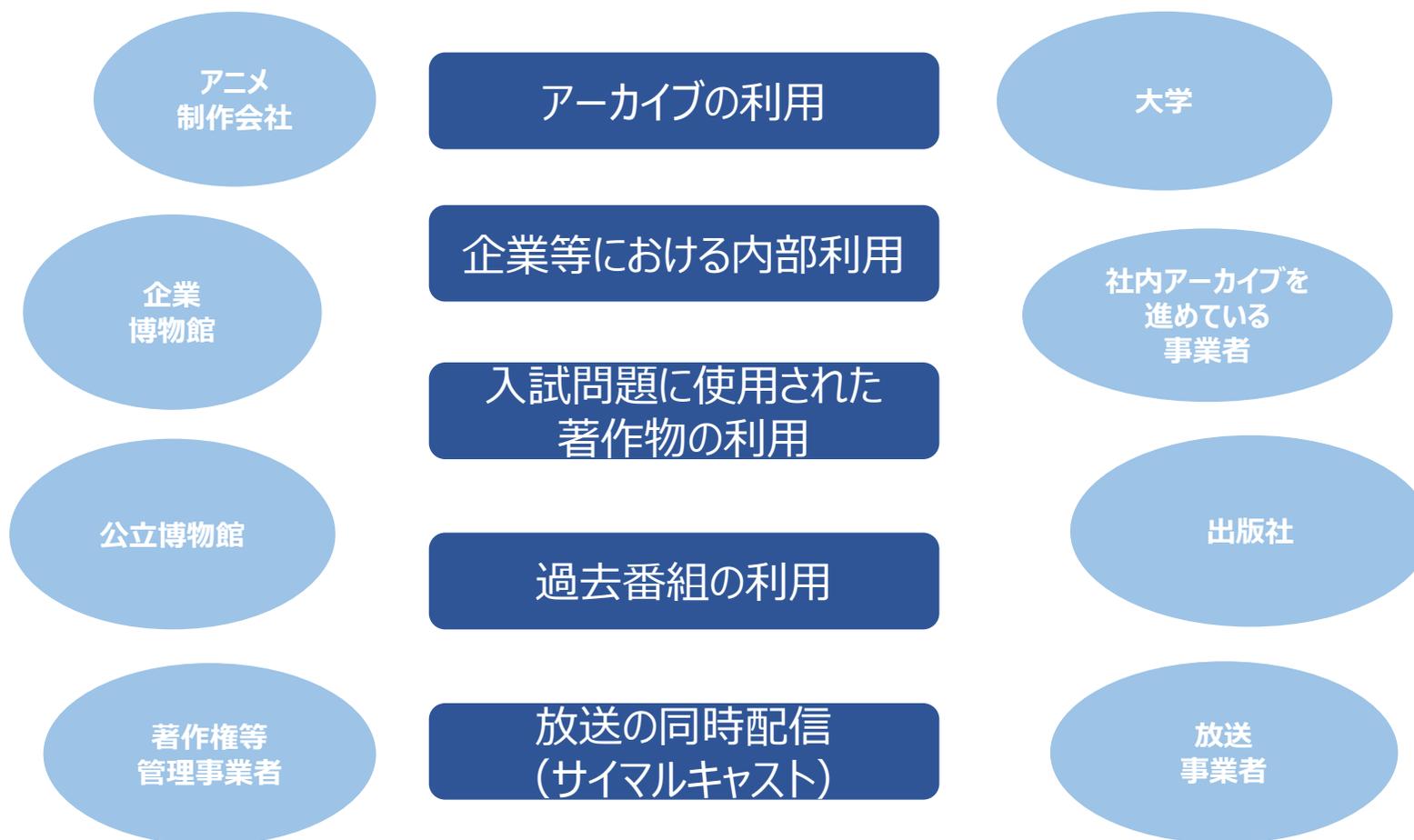
著作権者不明等の場合の裁定制度については、(1)で述べた制度改革のほか、近年、利用円滑化のための改善に向けた取組が進んでいる。…略…

また、昨年度の本小委員会では、これまでに実施された、「平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」や「平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究」の結果報告を受けて、今後の検討の進め方について議論を行った。

すなわち、拡大集中許諾制度については、その正当化根拠や団体の在り方など、検討が必要な課題が多いことを確認するとともに、今後は、具体的なニーズを把握した上で、法的正当化の可否や他の制度との関係も含めて、望ましい制度設計等について検討を進める必要があることを確認した。昨年度は、こうした検討の方向性のもと、事務局において関係者へのヒアリングが行われており、今年度はその結果の報告を踏まえ、必要に応じて本小委員会等で検討を行うことが適当である。

## ヒアリングした分野

平成29年度文化審議会著作権分科会報告書の意見募集時に寄せられたニーズの中で、拡大集中許諾制度の導入を要望する意見を寄せられた団体や、権利者不明等著作物の利用に関する意見を寄せられた分野に係る団体等にヒアリングを実施した。



# (1)アーカイブ利用

## 著作物の 利用行為例

アーカイブ  
一般

- ◆ 企業等が過去の広告等の成果物（CM、ポスター、資料等）に関する企業内アーカイブを作成する行為
- ◆ 企業等が過去の広告等の成果物について職員が参照するための検索システムを構築する行為

博物館※  
類似施設

- ◆ 当該博物館のライブラリーで利用者の求めに応じて一部を複製する行為
- ◆ 所蔵する著作物を保存する目的で複製する行為

※営利企業が運営する博物館等

### アーカイブ一般

- 社員のみがアクセスできるネットワーク内で利用する場合であっても個別に複製の許諾が必要となる。
- 過去の成果物（古い著作物）の場合、社内用のデータベース等の二次利用に関する契約を結んでいないために、個別に許諾を取り直す必要がある。
- しかし、対象が古くなるにつれて、著作権者が不明等の理由で連絡がつかない割合が高くなっている。また、著作権者が判明しても、個人情報の関係で連絡先を教えてもらえなかったり、著作権が相続されている場合に、相続者に著作権者という意識がなく、取り合ってもらえない場合がある。そのため、利用が円滑に出来ていない。
- デジタルアーカイブの考え方としては、「将来のためにまず保存すること」を目的としているため、網羅的に複製を行う必要があるが、これまでに作成した成果物に関連する全ての著作物の権利者を探しだすことは現実的に難しい。

### ヒアリング結果（利用の現状）

### 博物館類似施設※

- 当該博物館のライブラリーにしか所蔵されていない貴重な著作物も多く存在するため、研究のために複製をしたいというニーズが多いが、第31条の対象施設ではないため、複製サービスを行う際には個別に権利処理をする必要があり、実際には行えていない。
- 貴重な著作物が劣化している場合でも、保存のために複製するには、個別に許諾を取る必要がある。しかし、対象が古くなるにつれて、著作権者が不明等の理由で連絡がつかない割合が高く、行えていない。
- また、著作権者が判明しても、個人情報の関係で連絡先を教えてもらえなかったり、著作権が相続されている場合に、相続者に著作権者という意識がなく、取り合ってもらえない場合がある。
- 運営主体は企業であっても、当該施設自体は営利目的で運営していない場合もある。（福祉的な目的のために図書館事業を行っている等。）

### 著作物の利用行為等 の特徴

成果物の種類は多様（写真、美術、音楽、映画等）であり、集中管理が進んでいない分野が多い。  
権利処理を必要とする著作物等の数が多い。  
権利者不明著作物の割合が高い場合がある。  
利用形式：複製・公衆送信（二次利用については、多様な利用形式が想定される。）

### その他留意点

- ✓ 将来取得する成果物については、アーカイブ行為も想定した契約の締結の推奨を行うことで対応することも考えられる。
- ✓ 裁定制度の課題を洗い出した上でその見直しを検討することが考えられる。
- ✓ 過去の成果物等の電子計算機による検索に伴う著作物の利用（及びそのための複製）については、新第47条5により対応できる可能性があり、その運用状況も踏まえる必要があると考えられる。
- ✓ 仮に拡大集中許諾制度の導入をしても代表性を満たす可能性のある管理団体が存在していないと考えられる。

## (2) 企業等における内部利用

### 著作物の 利用行為例

- ◆ 社内会議で資料の一部に著作物を利用する行為
- ◆ 電子媒体の資料を関係する職員間で回覧するために複製・公衆送信する行為

### ヒアリング結果（利用の現状）

- 新聞等一部の集中管理が進んでいる著作物については、管理事業者との包括契約により複製が可能となっている。
- 一方、電子媒体しか用意されていない資料や論文の場合、紙の著作物であれば関係者間で回覧が可能であったものが、同様の範囲で共有を行うためであっても、個別に許諾を取らなければ共有フォルダに保存したりメール等で共有することができない状況。
- 社内研究等で使用する学術論文等は代替不可能であるが、権利者に連絡をしても返信をもらえない場合が多い。
- インターネットで社員それぞれがアクセスすれば見ることができるような著作物であっても、会議等における社員との共有のためには、個別に許諾を取らなければ印刷等の複製が行えない。

### 著作物の利用行為等の特徴

対象となる著作物が多様であり、集中管理が進んでいない分野も多い。  
権利処理を必要とする著作物等の数が多い。  
古い資料等の場合は権利者が不明となっている場合もある。  
利用形式：複製・公衆送信

### その他留意点

- ✓ どのような利用を取り上げるかによって利用目的やその利用される著作物等の量が異なってくる。
- ✓ 既存の管理事業者においても、電子媒体での利用に関する使用料規程の策定を進めており、複製・公衆送信についての集中管理を進めることによって対応ができる可能性が考えられる。
- ✓ 仮に拡大集中許諾制度の導入をしても代表性を満たす可能性のある管理団体が存在していないと考えられる。

### (3) 入試問題に使用された著作物の利用

#### 著作物の 利用行為例

- ◆ 過去の入試問題を問題集等にするために利用する行為

#### ヒアリング結果（利用の現状）

- 試験問題に著作物を利用する場合は、第36条に基づき、許諾を得ることなく利用することができるが、過去の入試問題を問題集等にする際には、個別に権利処理が必要となる。
- 特に著作物の利用が多い科目は国語と英語であるが、国語に関しては管理事業者を通じた権利処理など、権利者と連絡が付きやすい状況。
- 一方、英語については、試験問題という特性上、多くの場合文章が改変されている（イギリス英語をアメリカ英語に修正、文法の間違いを修正等）。また、権利者が判明しても許諾が得られない場合もある。
- そもそも出典が判明せず、権利者不明となる場合も多い。

著作物の利用行為等の特徴	外国語の文芸の著作物について、集中管理が進んでいない。 権利処理を必要とする著作物等の数が多い。 権利者不明著作物が多い。 利用形式：複製
その他留意点	✓ 文部科学省「平成31年度大学入学者選抜実施要項」において、各大学は、学力検査問題等について、正解について原則として公表することとされたほか、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努めることとされていることから、今後は本要項に基づき出典も併せて公表されることも想定されるため、今後の出典表記等の状況も踏まえる必要があると考えられる。 ✓ 裁定制度の課題を洗い出した上でその見直しを検討することが考えられる。 ✓ 仮に拡大集中許諾制度の導入をしても代表性を満たす可能性のある管理団体が存在していないほか、別途著作者人格権の問題が残る。（また、諸外国において、本分野に拡大集中許諾制度を導入している国は見当たらない。）

## (4) 過去番組の利用

### 著作物の 利用行為例

- ◆ 過去放送した番組をDVD販売やネット配信等で利用する行為

### ヒアリング結果（利用の現状）

- 過去番組をDVD販売やネット配信をする際に権利処理が必要となるが、エキストラ等は連絡がつかない場合が多いため、実演家の権利処理が困難な実情がある。
- 最近では、放送時から二次展開が想定されるものは放送時にまとめて権利処理を行う場合もあるが、過去のものはそのような処理をしていないために問題となっている。
- 権利者が不明な場合には裁定制度を利用することも考えられるが、不明権利者がわずかな場合には補償金よりも手続コスト等の方が高く見て見合わない。

著作物の利用行為等の特徴	実演家の数が多く集中管理が進んでいない。 権利処理を必要とする著作物等の数が多い。 過去の作品の場合、権利者不明著作物が多い場合がある。 利用行為：複製・公衆送信・頒布
その他留意点	✓ 仮に拡大集中許諾制度の導入をしても代表性を満たす可能性のある管理団体が存在していないとされる可能性がある。 ✓ また、導入してもオプトアウトする権利者が相当数存在する可能性がある。 ✓ 裁定制度の課題を洗い出した上でその見直しを検討することが考えられる。 ✓ 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において「総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。」とされていることにも留意する必要がある。

## (5) 放送の同時配信(サイマルキャスト)

### 著作物の 利用行為例

#### ◆ 放送番組をインターネットで同時に配信する行為

### 審議会の結果 (利用の現状)

総務省情報通信審議会において、現行の初回放送や放送後の見逃し配信における権利処理の運用手順をもとに、将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定される権利処理方法や課題に関して、音楽分野と実演分野に分けて、放送事業者、権利者団体、有識者等による関係者の間で、検討がなされた。その中ではレコード・実演に関して以下のとおり意見が示されている。

#### レコード

- 放送と自動公衆送信とで権利の働き方に違いがある。
- レコード製作者等は、商業用レコードを使用した放送コンテンツがネット配信されるにあたって、著作権法上の著作隣接権である送信可能化権を有するため、ネット配信時には、放送と異なり、レコード製作者等の許諾が必要となる。
- 商業用レコードの同時配信は、見逃し配信等と同様に包括的利用許諾契約により対処可能と思われるが、権利者団体の管理外の作品は個別に許諾を得なければならない。どの原盤が管理団体に管理されているのかを調べるのに手間がかかる。
- 権利の集中管理は進んでいるものの、放送事業者が求める100%の管理は難しい(ただし、例えばレコードについては、レコード協会は、レコード協会会員社62者に加えて、他のレコード製作者団体加盟の254社及び団体非加盟の33社から委任を受けている)。

#### 実演

- 放送と自動公衆送信とで権利の働き方に違いがある。
- 同時配信を実施するのであれば、初回放送時における個別の権利処理が望ましいが、過去番組の再放送を同時配信する場合、仮に権利者が不明等の理由で許諾が取れない出演実演家がいる場合はその番組は配信できなくなる(「フタかぶせ」になる)可能性がある。

<b>著作物の利用行為等 の特徴</b>	権利処理を必要とする著作物等の数が多い。 過去の番組の再放送を同時配信する場合、連絡が見つからない実演家が多い場合がある。 利用形式：自動公衆送信
<b>その他留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 民間放送事業者は同時配信を実施するか否か不明であり、また実施した場合のビジネスモデルが構築されていない。</li> <li>✓ 仮に拡大集中許諾制度の導入をした場合、実演家(映像)については代表性を満たす可能性のある管理団体が存在していないとされる可能性がある。</li> <li>✓ また、導入してもオプトアウトする権利者が相当数存在する可能性がある。</li> <li>✓ 裁定制度の課題を洗い出した上でその見直しを検討することが考えられる。</li> <li>✓ 放送の同時配信は、放送法制上「放送」としての位置づけとはされていない。</li> <li>✓ 総務省の検討においては、現段階でまだ同時配信における権利処理の具体的な課題が明らかでないことを踏まえ、継続的な検討のための体制作りが重要であると整理されている。今後は同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出等に取り組む予定とされている。</li> </ul>